ALG & Associates Newsletter about Thailand

2026 Vol.51 6月

2026年6月における法律アップデート

操業開始通知前における投資奨励事業の進捗報告について

Topic 1	最新法律アップデート

官報に掲載された最新のビジネス関連法律は、以下の通りです。

No.	所轄官庁	題名	通達日	適用日
1.	歳入局	**歳入局長通達(第57号)** **主題：**チェンマイ県ナコーンピン病院内のマハータート・ナパメータニードンナパポンブミシリ仏塔における仏舎利安置施設の建設事業を支援するための寄付を対象とした、個人所得税、付加価値税、特定事業税及び印紙税の免除に関する基準、手続き及び条件について	2026年5月12日	2025年1月1日
2.	歳入局	**財務省通達** **主題：** 自然災害区域における納税義務者に対する申告納税期限の延長について	2026年5月15日	2026年5月15日
3.	歳入局	**歳入局長通達** **主題：**自然災害区域における納税義務者に対数相続税申告納税期限の延長について	2026年5月19日	2026年5月19日
4.	関税局	**関税局通達第50/2569号** **主題：**アセアン-韓国自由貿易区域における関税の減免に関する基準及び通関手続きについて	2026年4月29日	2026年5月1日
5.	関税局	**関税局通達第51/2569号** **主題：**通関業務又は税関における手続き担当者登録について(第4号)	2026年4月30日	2026年5月5日
6.	関税局	**関税局通達第52/2569号** **主題：**貨物の搬出代理人及び貨物の搬出に関する業務に従事する職員の規則(第3号)	2026年4月30日	2026年5月5日
7.	関税局	**関税局通達第56/2569号** **主題：**オーストラリアを原産地とする物品に対する関税の減免に関する基準及び通関手続きについて	2026年5月21日	2026年5月21日
8.	保健省	**保健省通達** **主題：**危険感染症の名称及び症状について(第5号)	2026年5月15日	2026年5月16日
9.	保健省	**保健省通達(第469号)** **主題：**密閉された容器に包装された食品について	2026年4月17日	2026年5月18日
10.	保健省	**保健省通達** **主題：**エボラウイルス病（Ebola Virus Disease：EVD）に係る国外の危険感染症発生地域の指定について	2026年5月20日	2026年5月21日

No.	所轄官庁	題名	通達日	適用日

11.	保健省	**保健省通達** **主題：**製造、輸入又は販売を禁止する、微細な鉛の粒子が混入した構造を有する洗浄機器の特性の規定について(仏歴 2569(2026)年)	2026 年 5 月 8 日	2026 年 5 月 22 日
12.	保健省	**保健省通達** **主題：**化粧品におけるピペロナール(Piperonal)の使用について(仏歴 2569(2026)年)	2026 年 5 月 8 日	2026 年 9 月 13 日
13.	保健省	**保健省通達** **主題：**中東地域における危機的状況に伴う、ハーブ製品の承認審査手続きにおいて申請者から徴収する手数料の免除について(仏歴 2569(2026)年)	2026 年 5 月 15 日	2026 年 5 月 23 日
14.	保健省	**保健省通達** **主題：**特別な目的を有する乳幼児向け食品の寄附及び公衆衛生サービス機関を寄附先とする場合の寄附に関する基準、方法及び条件について(第 2 号)	2026 年 4 月 29 日	2026 年 5 月 27 日
15.	保健省	**保健省通達** **主題：**仏歴 2510(1967)年)薬品法に基づく薬品に該当する物体について	2026 年 5 月 15 日	2026 年 5 月 28 日

※調査対象は、歳入局、投資委員会(BOI)、関税局、財務省、タイ工業団地公団(IEAT)、入国管理局、労働省、労働福祉保護委員会、商務省、国防省、農業・協同組合省、運輸省、天然資源・環境省、エネルギー省、工業省、内務省(ビジネス関連のみ)、タイ中銀、デジタル経済社会省を範囲としております。

1. 操業開始通知前における投資奨励事業の進捗報告について

この度、投資委員会(BOI)より、操業開始前の奨励事業の進捗報告の頻度を変更する旨の通達が 2 通発布されましたので紹介させていただきます。

主な変更内容としては、従来、操業開始通知前の奨励事業の頻度は、毎年の 2 月及び 7 月のそれぞれの末日以内の報告を規定しておりましたが、これを四半期毎の報告へ変更されました。その通達の要旨は、以下の通りです。

1) 投資委員会通達第 8/2569 号　主題：四半期毎の実際の投資状況の報告について

投資委員会は、奨励事業に対する実際の投資進捗確認、評価とともに、投資家における問題及び障害の救済に供するために、四半期毎の実際の投資報告を求める通達を発布しました。同通達に伴い、奨励事業は、投資委員会(BOI)の定める規則に準拠してプロジェクトの進捗を四半期毎に報告することが求められます。これを怠った被投資奨励者は、2 回以上連続で報告を怠った場合は恩典が取り消されることもあります。

2) 投資委員会事務局通達第 5/2569 号　主題：奨励事業の進捗報告について

被投資奨励者は、奨励証書発行から操業開始許可を取得するまで、事業の進捗を四半期毎、即ち 3 月、6 月、9 月及び 12 月のそれぞれの末日より 90 日以内にに投資委員会所定の e-Monitoring システムを介して報告することが求められます。四半期の半ばに奨励証書を取得した事業については、その翌四半期から最初の報告を行うこととなります。また、既存の奨励証書において、「事務局に対して毎年の 2 月及び 7 月以内に事業の進捗を報告しなければならない。」と記載られている場合は、これを廃止したものとして本通達が代用されます。

■ 執筆弁護士
取扱分野
タイ労働法・タイ関税法・日タイ税務・
国際税務・タイ税務調査など
バンコクオフィス 所長 弁護士　川村 励
Tsutomu Kawamura



▶ 弁護士法人ALG&Asociatesのタイ法務サイト

本ニューズレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。
本ニューズレターに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

弁護士法人ALG&Associates

東京本部
〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 8F
（東京弁護士会所属）
【連絡先】TEL.03-6258-1690　MAIL.alg-sghonbu@avance-lg.com

バンコクオフィス
246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110
【連絡先】TEL.+66-2-254-5799　MAIL.info@alg-asean.com

各法律事務所　宇都宮・埼玉・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・姫路・広島・福岡・バンコク（タイ）

本ニューズレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報（セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。）をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、役職、部署、電話番号及び配信希望先メールアドレスを記入したメールをお送りください。
弁護士法人 ALG は、本ニューズレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人 ALG からの各種ニューズレターの送信並びに各種リーガルサービスの紹介及び提供を行うために必要な範囲で利用させて頂きます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。
■ 配信希望メールアドレス　roumu@avance-lg.com
お手数をおかけしますが、あらかじめ「melmag@avance-lg.com」のメールを受信できるように、設定をお願いいたします。